

第3 遺言 ～相続？争続？トラブル防止のために～

いったい誰が相続人？ ～相続人と法定相続分～

相続順位

法定相続人と法定相続分

| | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 第1順位 子供がいる場合 | 配偶者  $1/2$ | 子供  $1/2$ ※人数で分割 |
| 第2順位 子供がいなく、 親がいる場合 | 配偶者  $2/3$ | 親  $1/3$ ※人数で分割 |
| 第3順位 子供と親が共にい なく、兄弟姉妹が いる場合 | 配偶者  $3/4$ | 兄弟姉妹  $1/4$ ※人数で分割 |



- 配偶者は常に相続人となります。
- 配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します。
- 相続人となる子や兄弟姉妹が既に死亡している場合には、その子（被相続人にとっての孫やおい・めい）が相続人となります（「代襲相続」）。
- 兄弟姉妹が相続人となる場合、被相続人と父母の一方が異なる兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1となります。

遺言書 ～きちんと伝えたい、大切な人へのメッセージ～

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にのっとって作成された遺言書の記載は、法定相続分のルールに優先します。そのため遺言書は、ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段です。

どちらにする？ ～自筆証書遺言と公正証書遺言～

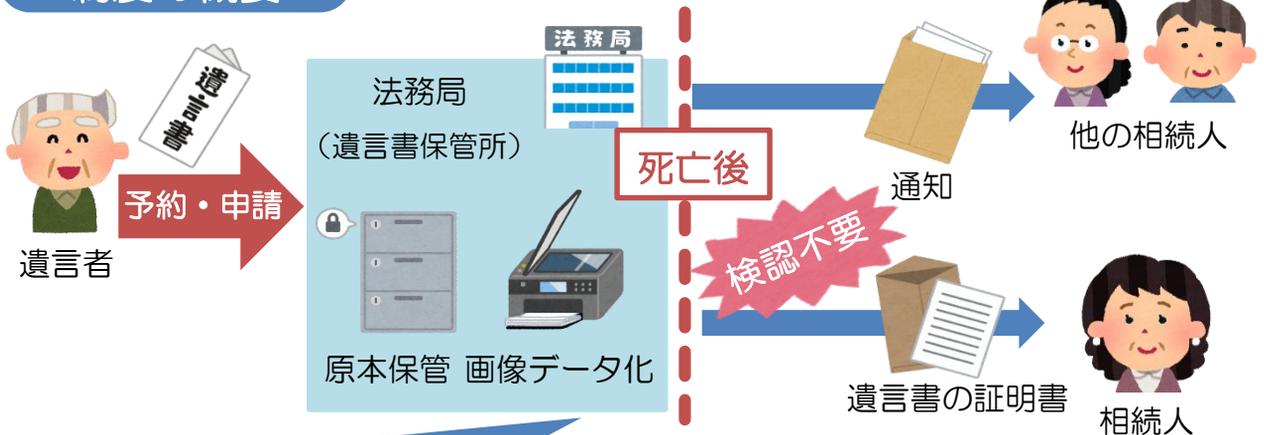
遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言の違いは次のとおりです。

| | 自筆証書遺言 | 公正証書遺言 |
|----------|---|---|
| 作成方法 | 遺言者本人が全文（財産目録を除く。）・日付・氏名を自書及び捺印する | 遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする |
| 保管方法 | 遺言者本人の判断により、自宅で保管又は法務局に預ける  <div data-bbox="439 1239 778 1384" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 法務局に預けた場合、 ・長期間適正に保管します ・プライバシーを確保できます </div> | 原本は公証役場において厳重に保管される |
| 家庭裁判所の検認 | 必要  <div data-bbox="506 1440 806 1522" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 法務局に預けた場合、 検認は不要です </div> | 不要 |
| メリット | <ul style="list-style-type: none"> 作成費用があまりかからない 自筆さえできれば遺言者本人のみで作成できる | <ul style="list-style-type: none"> 無効な遺言書になりにくい 紛失や改ざんのおそれがない |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 内容に不備があると無効になる可能性がある 自宅保管の場合紛失や改ざんのおそれがある 自宅保管の場合相続人に発見されないことがある  <div data-bbox="542 1978 735 2020" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 遺言書ほかんガルー </div> | <ul style="list-style-type: none"> 費用が必要 証人が必要 <div data-bbox="863 1781 1278 1854" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 法務局に預けた場合、紛失等のおそれがなくなります </div> <div data-bbox="863 1885 1278 1999" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 法務局に預けた場合、関係相続人等に遺言書保管の事実を通知することができます </div> |

法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！

令和2年7月10日から、自筆証書遺言書を全国の法務局（本局・支局）で保管する制度、「[自筆証書遺言書保管制度](#)」が始まりました。

制度の概要



メリットは??

- ・家庭裁判所での検認が不要です！
- ・遺言書が紛失・亡失するおそれなくなります！
- ・遺言者の死後、遺言者が指定した相続人等のお一人に遺言書が保管されていることを法務局から通知します。

相続開始後は??

- ・相続人等は遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧等ができます！
- ・相続人等が遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人に通知します！

※法務局では、遺言書の日付や署名・押印等の外形的な確認は行いますが、遺言の内容についての相談はお受けできません。

手数料

| | |
|-----------------|------------------------------------|
| 遺言書の保管の申請 | 3,900円 |
| 遺言書の閲覧の請求 | 1,400円（モニターでの閲覧） 1,700円（原本での閲覧） |
| 遺言書情報証明書の交付請求 | 1,400円 |
| 遺言書保管事実証明書の交付請求 | 800円 |

※1通あたりにかかる手数料

自筆証書遺言書保管制度の詳細は法務局HPのQRコードからご覧ください



遺言書保管 法務局 検索